

改正高年齢者雇用安定法と改正労働契約法に備えて

改正労働法セミナー

主催：相模原商工会議所

平成25年4月1日より、改正高年齢者雇用安定法と改正労働契約法が施行されます。今回のセミナーでは、改正の内容とその対応について解説致します。高年齢者や有期契約社員を雇用されている方、ぜひご参加下さい！

- 日時：平成25年2月25日（月） 14:00～16:30
- 場所：相模原商工会議所 第6会議室（相模原市中央区中央3-12-3）
- 講師：社会保険労務士 鈴木 道士 氏
- 内容：
 - ・改正高年齢者雇用安定法の内容と対応のポイント

1. 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止について
2. 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大について
3. 義務違反の企業に対する公表規定の導入について
4. 高年齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針の策定について など

- ・改正労働契約法の内容と対応のポイント

1. 無期労働契約への転換について
2. 「雇い止め法理」の法定化について
3. 不合理な労働条件の禁止について など

- 定員：30名（申込先着順）
 - 受講料：無料
 - 申込み・問合せ先：相模原商工会議所 経営支援課
〒252-0239 相模原市中央区中央3-12-3 TEL (042)753-8135 FAX (042)753-7637
- 平成25年2月20日（水）までに以下に記載の上、FAXにてお申込ください。

FAX 042-753-7637 相模原商工会議所・経営支援課行き

改正労働法セミナー 申込書

事業所名： _____（業種） 製造・建設・小売・サービス・卸売・その他
↑ ※該当するものに○をつけて下さい。

所在地： _____ 電話： _____

受講者氏名： _____ FAX： _____

受講者所属役職： _____

- ◆ 切り取らずにそのままファックスでお申込み下さい。ご記入いただいた情報は、商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、セミナー参加者の実態調査・分析のために利用することがあります。